１号様式（第６条関係）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、補助金の交付を申請します。 | |
| 導入する発電設備の内容 |  |
| 事業に要する経費 | 円 |
| 交付対象経費の額 | 円 |
| 交付を受けようと  する補助金の額 | 円 |
| 事業実施期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 添付書類 | ⑴　実施要綱第６条第３項の規定に基づく事業計画認定通知書の写し  ⑵　実施要綱に基づき認定を受けた事業計画書及び添付書類の写し  ⑶　見積書及び見積内訳書（原則２者以上）  ⑷　その他市長が必要と認める書類 |

２号様式（第６条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

＜申請者＞　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付決定通知書

　年　　月　　日付けで申請のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　補助金交付予定額　　金　　　　　　　　円

２　交付の条件

⑴　補助金は、本事業以外に支出してはいけません。

⑵　補助事業の実施に当たっては、京都市補助金等の交付等に関する条例、当該補助金交付要綱、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業実施要綱を遵守するほか、設備の導入に法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施してください。

⑶　次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に承認を申請してください。

　ア　補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。

　イ　補助事業を廃止しようとするとき。

⑷　補助事業の実績報告を、　年　月　日までに、実績報告書（１１号様式）により提出してください。

⑸　補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。

⑹　京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条第１項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることがあります。

３号様式（第６条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

＜申請者＞　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金不交付決定通知書

　年　　月　　日付けで申請のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金については、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　不交付理由

　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。４号様式（第７条関係）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金概算払請求書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、補助金の概算払を請求します。 | |
| 交付決定日及び番号 | 年　　月　　日付け　　　　　第　　　号 |
| 交付決定額 | 円 |
| 受領済補助金額 | 円 |
| 概算払請求額 | 円 |

※概算払請求額の根拠を示す書類を添付してください。

５号様式（第８条関係）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、補助金の変更の承認を申請します。 | |
| 交付決定日及び番号 | 年　　月　　日付け　　　　　第　　　号 |
| 変更の理由 |  |
| 補助対象経費の額 | 変更前  変更後  増減額 |
| 交付を受けようと  する補助金の額 | 変更前  変更後  増減額 |
| 事業の実施期間 | 変更前  変更後 |

６号様式（第８条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

＜申請者＞　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金変更承認通知書

　年　月　日付けで変更承認申請のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金（　年　月　日付け＜番号＞）については、下記のとおり承認することを決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　変更後交付予定額　　金　　　　　　　　円

　（当初交付予定額　　　金　　　　　　　　円）

２　変更後事業実施期間　　　年　　月　　日まで

（当初事業実施期間　　　　年　　月　　日まで）

３　交付の条件

７号様式（第８条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

＜申請者＞　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金変更不承認通知書

　年　月　日付けで変更承認申請のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金（　年　月　日付け＜番号＞）については、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第８条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　不承認の理由

　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

　この決定に不服がないときは、当初交付決定通知書に基づき、実績報告を行ってください。

８号様式（第８条関係）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金廃止承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第８条第４項の規定により、補助金の廃止の承認を申請します。 | |
| 交付決定日及び番号 | 年　　月　　日付け　　　　　第　　　号 |
| 廃止の理由 |  |
| 廃止の  予定期日 | 年　　　月　　　日 |

９号様式（第８条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

＜申請者＞　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金廃止承認通知書

　年　月　日付けで廃止承認申請のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金（　年　月　日付け＜番号＞）については、下記のとおり承認することを決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第８条第５項の規定に基づき通知します。

１　廃止を承認した交付予定額　　金　　　　　　　　円

　（交付予定額　　　金　　　　　　　　円）

１０号様式（第８条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付決定取消・変更通知書

　年　月　日付け＜番号＞で交付決定しました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消す・変更することを決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第８条第７項の規定に基づき通知します。

記

１　交付決定を取り消す・変更する交付予定額　　金　　　　　円

　（交付予定額　　　金　　　　　　　　円）

２　取消・変更の理由

　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

１１号様式（第９条関係）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、補助金の実績を報告します。 | |
| 導入した発電設備の内容 |  |
| 事業に要した経費 | 円 |
| 交付対象経費の額 | 円 |
| 他補助金の受入額 | 円 |
| 交付を受けようと  する補助金の額 | 円 |
| 事業実施期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 添付書類 | ⑴　発電設備の契約書類の写し（契約締結日及び契約金額が記載されたもの）  ⑵　発電設備の納品書類の写し  ⑶　発電設備の写真  ⑷　発電設備の配線・配管の最終図面  ⑸　発電設備の購入に要した経費を支払ったことを示す書類の写し（請求書、請求内訳書、領収書）  ⑹　その他市長が必要と認める書類 |

１２号様式（第１０条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付額決定通知書

　　年　月　日付けで実績報告のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金（　年　月　日付け＜番号＞）については、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付額　　　金　　　　　　　　円

２　交付の条件

⑴　補助金の交付を受けて導入した設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数の期間、適正に管理するとともに、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業実施要綱第６条第２項に基づく事業計画の認定を受けた事業に使用し、毎年度指示する期日までに事業成果を報告してください。事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。

⑵　補助金の交付を受けて導入した設備は、市長の承認なく他の目的に使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供することはできません。設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（１３号様式）により、市長の承認を受けてください。

⑶　京都市補助金等の交付等に関する条例第１６条第１項に掲げる書類を整備し、補助金を受けて導入した設備の耐用年数の期間を経過するまで保管してください。補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。

　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

１３号様式（第１２条関係）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業財産処分承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話　　　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、財産処分の承認を申請します。 | |
| 交付決定日及び番号 | 年　　月　　日付け　　　　　第　　　号 |
| 処分予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 処分事項 |  |
| 処分理由 |  |

１４号様式（第１２条関係）

　　番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

京都市長

（担当　　　　）

京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金財産処分承認通知書

　　年　月　日付けで申請のありました京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金の財産処分については、承認することを決定しましたので、京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱第１２条第３項及び第４項の規定に基づき、補助金返還額及びその返還期限を通知します。

記

１　補助金返還額　　　金　　　　　　　　円

２　補助金返還期限　　　　　年　　月　　日